

改正

平成26年7月1日規則第21号

平成29年3月31日規則第17号

令和3年3月25日規則第9号

名寄市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市ふるさと応援寄附条例（平成20年名寄市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例に基づいて寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、名寄市ふるさと応援寄附申込書（別記様式）により随時行うものとする。ただし、他の方法により寄附の申込みをした者の意向を確認できる場合は、この限りでない。

2 市長は、寄附の申込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと認められる場合は、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

3 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておくものとする。

(寄附金台帳の作成)

第3条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、台帳を整備するものとする。

(記念品の贈呈)

第4条 市長は、寄附者に対し、記念品を贈呈することができるものとする。ただし、名寄市に住所を有する寄附者には、贈呈しないものとする。

(贈呈の方法)

第5条 記念品の贈呈は、寄附金の受領確認後、寄附者に発送して行うものとする。

2 市長は、前項に規定する記念品の発送にかかる業務を委託することができるものとする。

(記念品の選定)

第6条 記念品は、名寄市の特産品等とする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第5条の規定による運用状況の公表は、広報なよろ及び名寄市ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月1日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の名寄市ふるさと応援寄附条例施行規則（平成20年名寄市規則第47号）の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

名寄市長 様

寄附者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

名寄市ふるさと応援寄附申込書

下記のとおり、名寄市ふるさと応援寄附条例に基づく寄附をしたいので、申込みます。

記

1 寄附金の額 一金 円

2 用途の指定（次の事業の種類から指定し、指定欄に○印を記入してください。複数の事業を指定することもできます。）

事業の種類	指 定	備 考
(1) 大学に関する事業		
(2) 天文台に関する事業		
(3) 冬季スポーツの拠点化に関する事業		
(4) 農業に関する事業		
(5) 子育てに関する事業		
(6) 医療と福祉に関する事業		
(7) その他の事業 ※ご希望の事業がありましたら、ご記入ください。 ()		
(8) 指定事業なし		

注：(8)を指定したときは、ふるさと応援寄附条例により(1)から(6)までのいずれかの事業を、市長が指定します。

3 寄附の方法（ご希望の番号に○印を記入してください。）

- (1) 市指定の銀行口座へ振込 (2) 郵便払込（払込料金本市負担）
(3) クレジットカード決済 (4) 現金書留で郵送 (5) 現金持参
注：後日、払込票や手続方法等を文書でお知らせします。

4 寄附者名等の公表について（ご希望の番号に○印を記入してください。）

- (1) 寄附者名と寄附金額の公表に同意します。
(2) 寄附者名のみ公表に同意します。
(3) 匿名を希望します。

5 寄附者からのメッセージ（ご自由にお書きください。）

注：お寄せいただいたメッセージは、公表する場合があります。